

徳島県告示第六百五十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
社会福祉法人圭和会	徳島市丈六町小谷四六番一	訪問看護ステーション きずな	徳島市丈六町小谷四六番一	介護予防訪問看護	令和二年十月 一日
特定非営利活動法人 どりーまあサービス	同 末広二丁目一番八〇号	ひだまり訪問看護ステ ーション	同 国府町早淵三五・一 サンシティ国府	同	同
医療法人青樹会	同 丈六町行正二七番地一	医療法人青樹会城南病 院	同 丈六町行正二七番地 一	介護予防居宅療養 管理指導	同
社会福祉法人すだち 会	同 大原町大神子一九番	ショートステイベクセ ル余慶	同 大原町余慶一番地五	介護予防短期入所 生活介護	同